

第 1 条 日本体力医学会の理事会、各種委員会、地方会幹事会等の学会公務に理事、各種委員会委員、地方会担当幹事等、理事会の認めた者が出席する場合、他の団体等の組織より交通費・宿泊費（以下交通費等という）の支給を受けられない場合に限り、交通費等を支給する。

第 2 条 交通費は、実費支給を原則とする。但し、会合開催地近郊に居住する者が、会合に出席する場合は、一律 1,000 円を支給する。

第 3 条 交通費を実費支給する場合は、原則として勤務先と会合開催地の最短ルートを選ぶものとする。

第 4 条 特急料金（新幹線含む）は路程が片道 50km を超える場合に支給する。但し、原則としてグリーン料金を加えないものとする。

第 5 条 航空機の利用は、片道 500km を超える場合に支給する。

第 6 条 宿泊費は、特に必要と認めた場合に限り支給する。その場合、一律 10,000 円／泊とする。

付則

本規程の改定は理事会の議決を要する。

本規程は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。